

2026 年 10 月 1 日

神奈川県教育委員会
教育長 花田忠雄様

「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会

要請文

2026 年 7 月 17 日に憲法違反が指摘されていた「国旗損壊処罰法（国旗の損壊等の処罰に関する法律）」が、数の力で成立してしまいました。法案を共同提出した日本維新の会の議員は、この法律について「成立を契機に、国民の気持ちの上での統合の役割を果たすという国旗の意義が向上する」「愛国心も醸成されていくのではないか」とその狙いをあけすけに語っています。

国旗（「日の丸」）に対する思い、考えは一律ではありません。国旗への多様な感情を認めず、国旗に敬意を表したくない人にも罰則をもって敬意を表することを強制することは思想信条の自由を侵害するものです。また国家を象徴する国旗は、時の政府や体制を体現しています。そのため国旗を使つての様々な表現がなされ、これらの表現のなかには政府を批判することも含まれています。民主主義を支えている政治的な表現活動を、罰則を持って抑え込むことは許されません。

国旗損壊処罰法の成立によって、「日の丸・君が代」が学校での強制から、社会全体への強制に広がって行くことになります。私たちは国家権力による国旗損壊処罰罪の適用を許さず、この違憲の法律を廃止しなければなりません。

現実の政治や社会の問題について知り、考える力を育てる主権者教育が行われるようになって、今年で 10 年になります。文部科学省の調査によると、ほとんどの学校で主権者教育が行われていますが、その多くは模擬投票などの「選挙教育」だということです。その原因は教育基本法にある「政治的中立性」への配慮にあると言われています。学校ばかりでなく、「政治的中立性」に反するとして、市民団体の公共施設の使用や芸術作品の展示などが制限されることが起きています。

沖縄辺野古沖で、研修旅行中の同志社国際高校生徒と船長が死亡するという痛ましい事故が起きました。文部科学省は安全面と教育内容を切り分けることなく、同志社国際高校の平和学習が「政治的中立性」を定めた教育基本法に違反とするとの見解を公表しました。この文科省の見解によって、学校現場で平和教育などを扱うことを避ける空気がさらに強まるのが危惧されています。また文科省は、全国の公立私立学校などに対して、課外活動の安全管理ばかりでなく教育活動の政治的中立性の「点検・報告」を求める調査も行っています。

政府見解を学ぶことが「政治的中立性」なののでしょうか。「政治的中立性」に違反するとして辺野古の問題を学ぶことを認めないなら、生徒から沖縄の現実に触れる機会を奪ってしまうことになります。私たちは文科省が「政治的中立性」の名の下に、学校における平和教育や人権教育に介入し国家の支配下に置こうとしていることに強く抗議をします。

「入学式及び卒業式における国旗の掲揚及び国歌の斉唱の指導について」（通知）の中に「児童生徒に日本人としての自覚を養うとともに…我が国及び諸外国の国旗・国歌に対して…尊重する態度を育てることが重要です」という箇所があります。国旗損壊処罰法の

論議にあったように、国旗・国歌に対する思い・考えは一人一人違うものです。児童生徒、教職員を卒業式・入学式という逃れることができない空間に押し込み、「日本人としての自覚を持て」と強制することは明らかに参加者の内心に踏み込む行為です。また「日本人としての自覚」を持てとナショナリズムを煽ることは、「日本人ファースト」などの排外主義を掲げる勢力を勢い付けさせる役割を果たしています。

「通知」の「別紙」に「我が国は戦後一貫して我が国及び世界の平和と繁栄のために力を尽くして…」とあります。「別紙」にある「日の丸・君が代」の歴史には、侵略戦争と植民地支配で「日の丸・君が代」が果たした役割について、何も書かれていません。集団的自衛権の行使も敵基地攻撃も可能だといい、防衛費のさらなる増額、武器輸出の大幅緩和に加え、「国是」である非核三原則の見直しさえ検討されています。安保 3 文書（2022 年 12 月閣議決定）の一つ「国家安全保障戦略」では、13 年版にあった「平和国家としての歩み」の箇所を削除しています。政府自らが「平和国家としての歩み」を捨て去り、戦争ができる国に突き進んでいる時、学校や社会で「日の丸・君が代」がどのような役割を担ってきているかを、問い直していくことが必要だと思います。

「私自身は、(戦争の)当事者とは言えない世代ですから、反省なんかしておりません」と発言した首相の下、防衛省は「まるわかり！日本の防衛（子ども防衛白書）」を全国の小中高校生に配布しようとしています。「子ども防衛白書」は、中国、北朝鮮、ロシアを名指しで敵視し、国家間の争いを外交努力によってではなく戦争(武力)で解決しようという考えで貫かれており、憲法の平和主義の精神に反する内容になっています。このような「子ども防衛白書」が防衛省によって学校に配布されれば、学校と自衛隊が直結し、学校で軍事教育が行われることになります。私たちは県市町村教育委員会が毅然とした態度で、「子ども防衛白書」の配布を拒否することを強く求めます。

国民を作る教育の象徴である「日の丸・君が代」がある卒業式や入学式は、さまざまな違いがある子ども達が学ぶ場へと変化している学校の現状にふさわしくありません。

卒業式入学式を迎えるにあたって、児童生徒と教職員の思想信条の自由、表現の自由が侵害されることのないように、以下の要請を行います。真摯に検討し、これまでの回答にこだわることなく、回答されるようお願いします。

要請項目

- 1, 「日の丸・君が代」を強制する教育長通知を出さないこと。
- 2, 卒業式、入学式での国歌斉唱時の起立斉唱は強制ではないことを事前に伝えること。
- 3, 国歌斉唱時の不起立者の氏名収集をしないこと。
- 4, 国旗掲揚、国歌斉唱状況調査を行わないこと。
- 5, 「まるわかり！日本の防衛（子ども防衛白書）」の配布をしないこと。

私たちは卒業式・入学式において、「日の丸・君が代」が強制されることがないように要請(別紙)します。誠に勝手ながら、12月5日までに文書で回答されるようお願いいたします。また、回答についての話し合いの場を設けていただくよう、あわせてお願いをします。話し合いの場につきましては、[REDACTED]([REDACTED])が窓口になり日程等の調整を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

「目の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会



神奈川県教育委員会

2026 年 10 月 2 日

教育長 花田 忠雄 様

教育と個人情報保護を考える会
外山喜久男 中森圭子

「起立・斉唱」は強制ではないことの事前告知を求める要請

本年 7 月 17 日、国旗損壊罪が成立してしまいました。立法事実もなく構成要件もきわめて曖昧で、罰刑法定主義に反する違憲立法です。1999 年の国旗国歌法は「国旗」「国歌」をそれぞれ「日の丸」「君が代」とするという定義法でした。政府は「強制しない」とまで答弁していました。しかし、その答弁は学校には無縁でした。神奈川県教育委員会（以下、県教委）は卒業式・入学式における不起立者の氏名収集を行い、2 度の神奈川県個人情報保護審査会から「思想信条情報」の収集であり条例違反であるとの答申を受けました。にもかかわらず、それに従うことなく現在まで続けています。県教委は学習指導要領を強制の根拠としていますが、そこには「起立」「斉唱」が記載されているわけではありません。それでも国旗国歌法の成立と共に「起立」「斉唱」は強制されました。生徒・保護者には強制しないとくり返し答弁しており、私たちはそのことを彼らに伝えるべきと主張していますが、いまだに実現しておりません。このような状況の延長上に「国旗損壊罪」の立法化が企てられたのだと思います。

日弁連、刑事法学者、日本ペンクラブ、美術評論家、憲法学者などさまざまな団体や有志が反対の声明を出しています。今回の法の成立で更に「思想信条の自由」や「表現の自由」などの侵害が広範囲に進み、教育現場にも波及することを危惧します。国旗国歌法以降、「思想信条の自由」「表現の自由」を侵害し強制してきたことを省み、国旗国歌法以降に強制してきているものをやめるよう求めます。

2026 年 3 月、同志社国際高校の研修旅行中に船が転覆し生徒 1 人と船長がなくなるという痛ましい事故が起きました。政府は本来安全対策上の問題として向き合うべきところを、平和学習のあり方に問題の焦点をずらし、政治的中立性を定める教育基本法第 14 条 2 項違反と認定しました。そもそも政治的中立について、国家権力が「中立」を振りかざすべきものではありません。県民の 4 人に 1 人が犠牲になった悲慘な沖縄戦と今日の過重な基地負担は不可分であり、現地に行って、見て、ふれあってこそ平和教育といえるのではないかと思います。軍備拡大に走っている政府だからこそ、「中立」にみえないということではないでしょうか。神奈川県でも沖縄も含めた平和学習を計画している学校もあると思います。県教委としても各学校が萎縮することなく平和学習ができるよう求めます。

防衛省による子ども向け冊子「まるわかり！日本の防衛」についてですが、この冊子は明らかに自衛隊員不足に対応したリクルート活動であり、「学校が軍事装置に組み込まれていく恐ろしさを感じている」（中嶋哲彦名古屋大学名誉教授）といわれるほどです。子どもたちに、憲法にそって国際問題は外交で解決することを教えるのではなく、敵国がどこであるかを「刷り込む」ものとなっています。東京新聞（9 月 15 日）によれば神奈川県教育委員会は「防衛省の依頼に『配布や仲介などは行わない』と回答」とありました。今後もその方向を貫いていただきたいと思います。防衛省のような活動こそ「政治的中立性」が問われる問題だと思います。

また、上記に関係して貴委員会は、同冊子が “中国やロシアを名指しで脅威とする点を挙げ「県内に外国につながる子どもも多く、差別やいじめを生む恐れがある」とも述べています。重要な視点だと思います。高市政権が進める「不法滞在者ゼロプラン」のもと、名古屋入管ではこの夏休みに 2 家族が本国に強制送還さ

れました。それぞれの家族には高校1年生、及び小学生が含まれており、高校生は2歳から日本で暮らしており将来も日本で生活していくことを考えていたとのこと。外国人であろうと、子どもを守るという視点はぜひ教育委員会として堅持していただきたいと思います。

私たちは昨年、採点業務の自動化導入に関して質問しました。貴委員会の回答として働き方改革（教員1人あたり年間25時間の採点業務時間の削減）になることをあげていました。私たちは、採点は教育活動の一環であり、子どもの理解や、自らの指導の反省、改善のためにも、自らの手で行うべきものと考えています。したがって、AI採点については反対します。ICTやAIを働き方改革に結びつけると際限なく子どもと教師の関係が希薄になっていくことを憂慮します。

9月2日、ニューヨーク市では2歳児(K2)から中学3年生(8年生)に相当する約60万人の児童生徒が授業でAIを使うことを1年間禁止しました。その期間で検証を行うようです。同時に教師についてはAIによる「採点(grading)」を禁止しました(※)

教育にデジタルを利用することについては先行する北欧などは「紙と鉛筆」のアナログ教育へ回帰しつつあります。子どもの健康や学力低下に影響が出ているからです。日本の場合、立ち止まって教育DXを検証するようなことは行わず、2030年の次期学習指導要領実施に向けて邁進しています。また、子どもの学習ログや健康情報、行動履歴などを利活用する方向を明確にしています。これはEUではGDPRや欧州AI法で厳しく規制されているものです。AI採点は教育DXに組み込まれたプロセスでもあります。教育DXにも私たちは反対します。学校は子どもたちの情報を作り出す場でもあります。子どもの個人情報保護について教育委員会、学校関係者がもっと声をあげ、子どもを守ることを考えなくてはならないと思います。

(※) ニューヨーク市教育局（人工知能とスクリーンタイムに関するガイダンス）

(<https://www.schools.nyc.gov/about-us/policies/guidance-on-artificial-intelligence>)

以下、要請いたします。なお、例年通り事前に文書回答をいただき、年内に話し合いを実現していただければ幸いです。

記

- 1 「日の丸・君が代」の実施を強制する新たな通知および校長に対する式後の「国旗掲揚・国歌斉唱状況調査」をやめてください。
- 2 卒業式・入学式における「起立・斉唱」は強制ではないことを、各学校へ周知してください。また、不起立教員の氏名収集をやめてください。
- 3 国旗損壊罪が成立しましたが、新たに「思想良心の自由」「表現の自由」等に関わる強制はしないでください。
- 4 「難民条約」や「こども基本法」に従い、外国籍の子どもも含め全ての子どもたちが差別されることなく安心して学習できる環境をつくってください。
- 5 自動採点システム導入をやめ、教師が採点期間を十分とれるような措置を講じてください。
- 6 子どもたちのAI利用、スクリーンタイム問題、教育DX、それと関連した個人情報の扱い、について神奈川県教育委員会として議論をされていますか。それぞれ、ある、なしで答えいただければ結構です。

以上

連絡先 [REDACTED] ([REDACTED])

